入管収容分野における恣意的拘禁の現状とWGAD意見

弁護士　駒井知会
（東京弁護士会所属）

入管収容の根拠となる令書は2種
（但し、どちらも、司法審査とは無関係に
入管内の決裁で発付される）

- 収容令書
- 退去強制令書

収容令書とは…

入管法第39条

1．　入国警備官は，容疑者が第24条各号の一に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは，収容令書により，その者を収容することができる。

（24条＝退去強制事由）

2．　前項の収容令書は、入国警備官の請求により、その所属官署の主任審査官が発付するものとする。

収容令書で60日収容できる！！

入管法第41条第１項

「収容令書によつて収容することができる期間は、30日以内とする。但し、主任審査官は、やむを得ない事由があると認めるときは、30日を限り延長することができる。」

収容令書
⇒退去強制令書による無期限収容

- **入管法52条　第5項**
- 入国警備官は、第3項本文の場合において、退去強制を受ける者を直ちに本邦外に送還することができないときは、送還可能のときまで、その者を入国者収容所、収容場その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容することができる。

被収容者数の推移

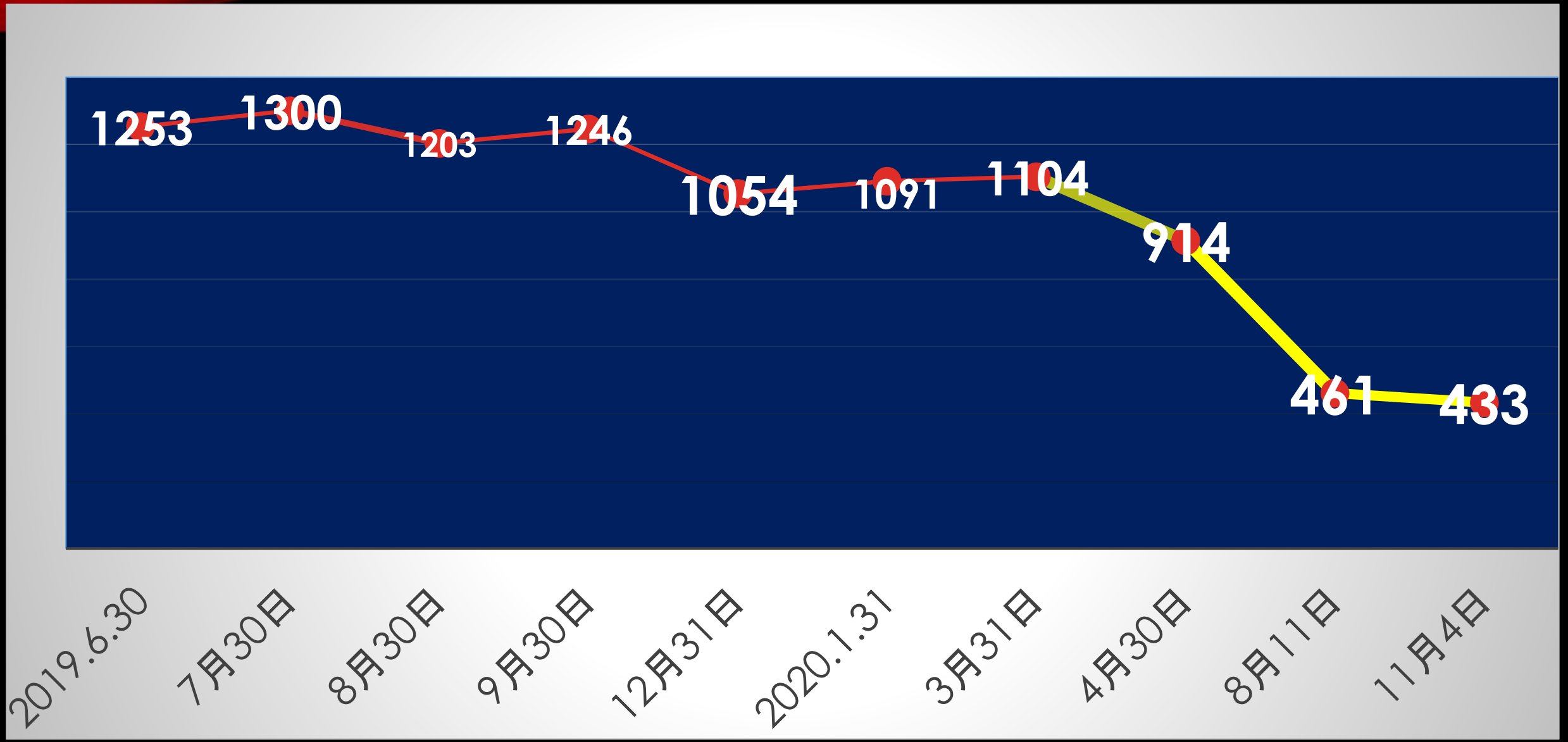
1253
1300
1203
1246
1054
1091
1104
914
461
433
2019.6.30
7月30日
8月30日
9月30日
12月31日
2020.1.31
3月31日
4月30日
8月11日
11月4日

現在も、様々なタイプの被収容者が無期限長期収容に全国で苦しみ続けている…

- 難民認定申請者
- 日本に子どもの頃から育っており、日本語しか読み書きず、家族も日本、祖国に頼れる人がいない人たち…
- 事実上の無国籍者
- 日本人・永住者らと婚姻しており、中には子どものいる人たちも…

2019年12月31日時点で収容されていた1054 名のうち、406名が難民認定申請者（但し、難民不認定処分取消請求訴訟中の者の統計なし）

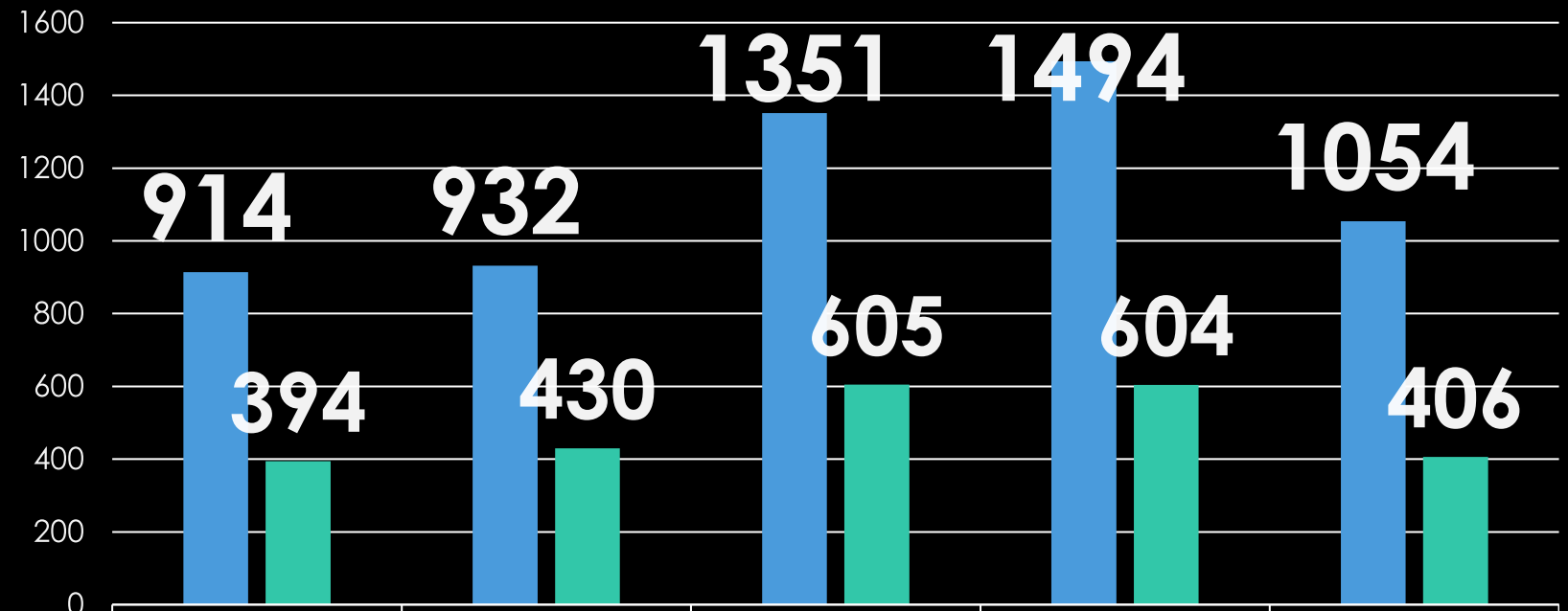

	2013.12.31	2014.12.31	2017.12.31	2018.6.30	2019.12.31
all detainees	914	932	1351	1494	1054
detained asylum-seekers	394	430	605	604	406

日本には，どんな国から難民認定申請者が来るのか？

- 2019年の難民申請者数　10,375件，76カ国出身。
- スリランカ(1530)、トルコ(1321)、カンボジア(1321)、ネパール(1256)、パキスタン(971)、ミャンマー(788)、インド(730)、バングラデシュ(662)、カメルーン(234)、 セネガル(223)、ウガンダ(193)、中国(134)、ナイジェリア(120)、フィリピン(108)、チュニジア(86)、ガーナ(75)、インドネシア(53)、ブルキナファソ(50)、イラン(38)…

日本の難民認定数は？

- 2016年＝28名　（97名）
- 2017年＝20名　（45名）
- 2018年＝42名　（40名）
- 2019年＝44名　（37名）

申請した人のうち，
何%くらいが難民認定されるのか？

1000件に4件認定しない国…。

難民認定率：

約 **0.3996%**

2019年認定不認定処分数
（一次）4979件、（二次）6022件
一次認定43件、二次認定1件

他の難民条約・議定書の締約国も、同じくらいの難民認定数・認定率なのか？

日本と他の難民条約締約国の難民認定率

2019年 庇護国別 難民認定状況	難民認定 関連決定数	難民認定 数	難民認定 率	補完的保護 等
ドイツ	208,554	53,973	**25.9%**	38,567
U.S.A.	150,972	44,618	**29.6%**	—
フランス	162,358	30,051	**18.5%**	15,998
カナダ	**48,756**	27,168	**55.7%**	—
イギリス	35,720	16,516	**46.2%**	2,330
イタリア	93,420	10,091	**10.8%**	8,231
日本	**11,001**	**44**	**0.4%**	**37**

参照：UNHCR　REFUGEE　DATA　FINDER,　日本の数値は法務省HP（但し、補完的保護に、人道的な配慮に基づく在留を認めたケースを含んでいます。）

スリランカ出身申請者の難民認定率（2019）

庇護国別 難民認定状況	難民認定に関する 決定数	難民認定数	難民認定率	補完的保護等
カナダ	308	230	74.7%	—
イギリス	724	312	43.1%	45
スイス	940	307	32.7%	85
U.S.A.	295	69	23.4%	—
フランス	2,404	502	20.9%	58
オーストラリア	1,208	232	19.2%	—
ドイツ	471	65	13.8%	40
日本	1,410	1	0.07%	4

参照：UNHCR　GLOBAL TRENDS FORCED DISPLACEMENT IN 2019、
法務省HP「令和元年における難民認定者数等について」

トルコ出身申請者の難民認定率（2019）

庇護国別 難民認定状況	難民認定に関する決定数	難民認定数	難民認定率	補完的保護等
カナダ	2,018	1,967	97.5%	—
U.S.A.	1,612	1,390	86.2%	—
スイス	843	633	75.1%	45
イギリス	1049	761	72.5%	10
ドイツ	11,567	5,232	45.2%	117
イタリア	601	271	45.1%	77
フランス	3,238	888	27.4%	15
日本	871	0	0%	12

参照：UNHCR　GLOBAL TRENDS FORCED DISPLACEMENT IN 2019、
法務省HP「令和元年における難民認定者数等について」

被収容者全国1253名（2019.6.30）のうち、退去強制令書に基づく収容3年以上76名、2年以上251名、1年以上531名、6月以上679名

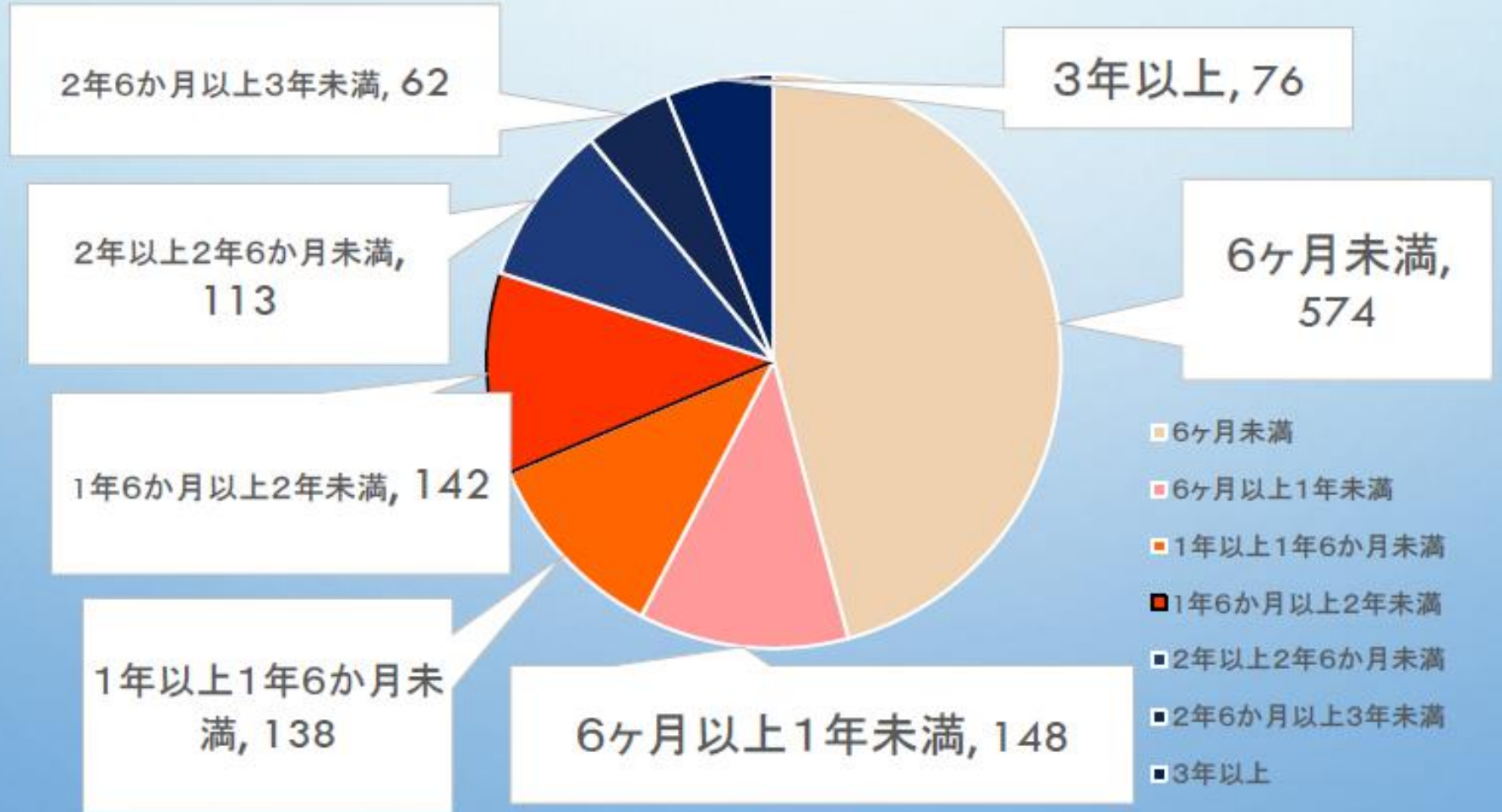

無期限収容の恐怖

- **V.E.フランクル『夜と霧』（霜山 徳爾翻訳、みすず書房）**
- 「かつての収容所囚人の体験の報告や談話が一致して示していることは、収容所において最も重苦しいことは囚人がいつまで自分が収容所にいなければならないか全く知らないという事実であった。…強制収容所における囚人の存在は『期限なき仮りの状態』と定義されるのである。…彼は…将来に向って存在するということはもはやできないのである。そしてそのことによって彼の内的生活の全構造が変化するのである。かくして内的な崩壊現象が生じるのである…」

2019.6.24
大村入管センターで死者

- ハンストを行っていたナイジェリア人男性が約3年7カ月の収容期間の末に死亡。
- **死因は「飢餓死」**
- 男性を知るネパール人の（被）収容者は、面会室での取材に「春先、彼から『入管を出られないからハンストをする』と手紙が届いた。娘に会いたがっていたよ」と明かした。死亡前の男性を見た別の（被）収容者から「ボールペンのように細くなっていた」と聞いたという。　（朝日新聞2019.8.21）

超長期収容＋
2週間再収容の恐怖

2019.7～

始まった絶食者「２週間仮放免」が
人間を壊す。

鬱病の発症

自殺未遂

心身状況の更なる悪化…。

- 2019年10月10日、2人の収容中の難民認定申請者につき、国連恣意的拘禁作業部会に個人通報
- サファリさん（イラン国籍）と、デニズさん（トルコ国籍クルド人）

イラン国籍のサファリさんの場合

1991年11月に来日し、約30年日本に暮らすサファリさんは、イランで辛い体験を経て来日し、日本に難民としての保護を求めてきましたが、2016年6月8日に突然、収容されて約3年間、先の見えない絶望的な収容生活が続き、彼は絶食を始めてしまいました。体重は、86kgから20kg以上減り、何度も倒れた末、彼は2019年7月31日に仮放免されました。

3年以上の苦しい収容生活の末、彼が得たのは、僅か2週間の仮放免。

2019年8月14日に再収容。

「惨めだった。惨めな2週間だった。人生で、こんなに惨めな思いは、今までしたことがなかった。再収容の恐怖で、2週間、殆ど眠れなかったし、物を食べることもできなかった。」

2016年　6月　８日　　収容
2019年　6月　　先の見えない生活に耐え切れずに絶食ハンスト開始
2019年　7月31日　　仮放免
2019年　8月14日　　再収容　…更に辛い絶食ハンストを継続
2019年10月17日　　再仮放免
2019年10月31日　　再々収容　…更に更に辛い絶食ハンストを継続
2020年　1月　7日　　再々仮放免
2020年　1月21日　　再々々収容

…既に身体がボロボロを通り過ぎて、固形物を口にしても吐いてしまうように。。。

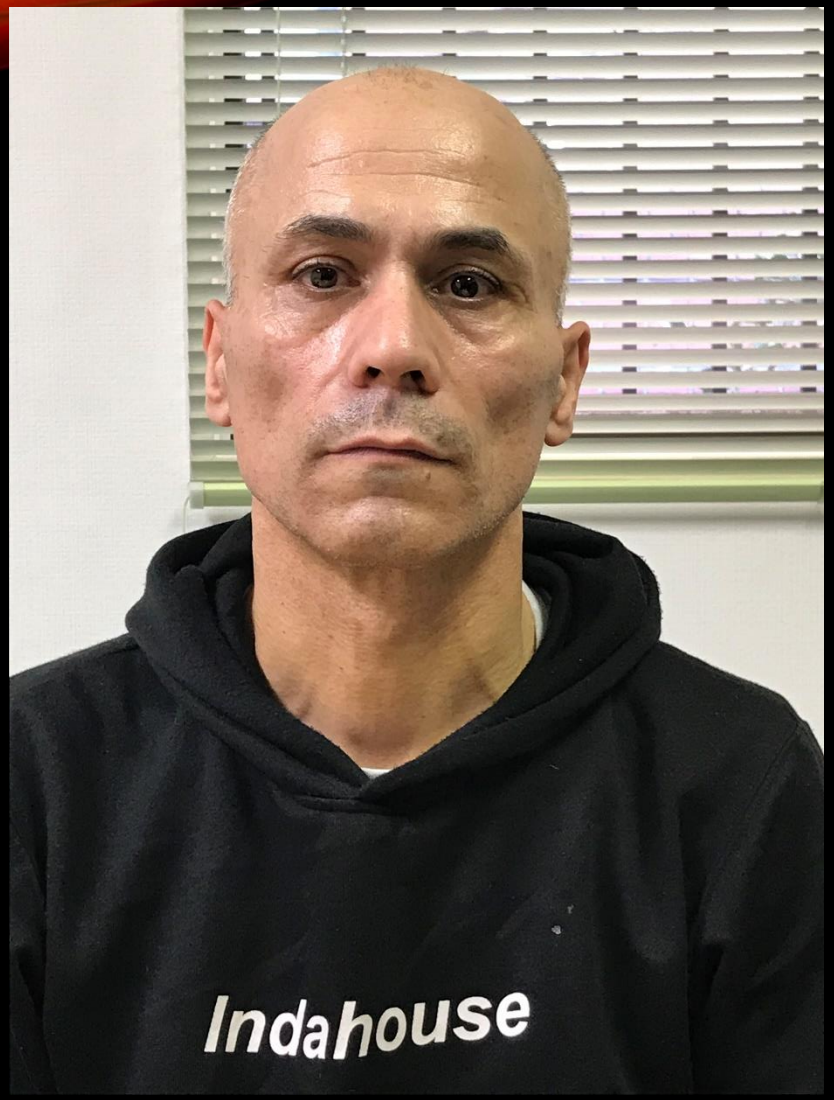

逃げない。
出頭する。
ルール違反はしない。
難民として日本政府に保護してもらいたいとお願いしている立場だから…。

診断書

- 逆流性食道炎/十二指腸潰瘍の疑い/鉄欠乏性貧血/不眠症/不安神経症の疑い/心身症の疑い（2019.8.8）
- **抑うつ状態（2019.8.10）**
- 心因反応、逆流性腸炎/胃炎/十二指腸潰瘍疑、甲状腺機能亢進症疑、慢性副鼻腔炎、頚椎症疑（2019.10.24）
- **うつ病（2019.10.26）**
- **うつ病（2020.1.16）**

繰り返す収容によるストレスが症状の遷延に影響している可能性が高いのではないかと思います。

2019年10月10日

- 国連恣意的拘禁作業部会に個人通報
  United Nations
  Working Group on Arbitrary Detention

⇒　2020年4月3日、仮放免。

デニズさんの場合

- 通算約５年の収容
- 日本人女性と婚姻して約９年
- 難民認定申請者

【直近の収容】

2016.5.15.～2019.8.2.　⇒　２週間仮放免

2019.8.16.～2019.10.25　⇒　２回目の２週間仮放免

2020.11.7.～2020.3.23.　⇒　仮放免

2020年3月26日、解放。

2020年9月30日
国連恣意的拘禁作業部会から通知

A/HRC/WGAD/2020/58

Advance unedited version

Distr.: General
23 September 2020

Original: English

Human Rights Council
Working Group on Arbitrary Detention

Opinions adopted by the Working Group on Arbitrary Detention at its eighty-eighth session, 24–28 August 2020

Opinion No. 58/2020 concerning Deniz Yengin and Heydar Safari Diman (Japan)*

1. The Working Group on Arbitrary Detention was established in resolution 1991/42 of the Commission on Human Rights. In its resolution 1997/50, the Commission extended and clarified the mandate of the Working Group. Pursuant to General Assembly resolution 60/251

「国連恣意的拘禁作業部会」意見

- サファリさんとデニズさんへの自由の剥奪は、世界人権宣言にも自由権規約にも違反した、国際法違反の「恣意的拘禁」

- デニズさんとサファリさんの身体の自由の剥奪は、世界人権宣言第2条、第3条、第 8条、第9条、第14条、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）第2条、第9条、第 26条に違反し、恣意的なものであり、カテゴリーⅠ、Ⅱ、Ⅳ、Ⅴに該当する。（100項）

（カテゴリーⅠ）自由の剥奪を正当化する法的根拠が明らかに見つからない場合（刑期満了後、または恩赦法が適用されたにもかかわらず引き続き拘禁されている場合など）

（カテゴリーⅡ）自由の剥奪が、世界人権宣言第7条、13条、14条、18条、19条、20条、21条によって、また締約国の場合には人権自由権規約第12条、18条、19条、21条、22条、25条、26条、27条によって保障された権利・自由の行使を原因とする場合

（カテゴリーⅢ）世界人権宣言及び当該締約国が同意した関連条約で規定されている「公正な裁判を受ける権利」に関連する国際規範の全体または部分的な不遵守が、自由の剥奪に恣意的性格を与えるほど重大である場合

（カテゴリーⅣ）亡命希望者、移民、難民が、行政または司法による審査や救済の可能性がなく、行政による長期の拘禁を受けている場合

（カテゴリーⅤ）自由の剥奪が、出生、国、民族、社会的起源、言語、宗教、経済状況、政治的または他の意見、性別、性指向、もしくは障害、その他社会的身分に基づく差別として国際法違反を構成し、それが人権の平等を無視することを目的とするもの、または無視する結果となる場合

国連恣意的拘禁作業部会　意見のポイント（2020.8.28採択，A/HRC/WGAD/2020/58）

① 入管収容について法律によって定められた必要性と合理性の要件を満たすことを要求する基本原則に反し、自由権規約第 9 条第 1 項（恣意的な拘禁の禁止）に違反する。

② 入管収容について司法による監視が定められていない点で、自由権規約第 9 条第 4 項（自由を奪われた者が裁判所で救済を受ける権利）に違反し、法的根拠を欠く恣意的な拘禁に当たる。

③ 入管収容について無期限収容は許されず、自由権規約第 9 条（恣意的な拘禁の禁止）に違反する。最大期間は法律で定められなければならない。

WGAD意見から

- 作業部会は、両氏が…それぞれ13年、30年と非常に長い期間日本に住んでいたこ とを特に問題視しており、当局はそれを考慮に入れるべきであった。（77項） …両者とも何十年も日本に住んでおり、どちらも逃亡の危険性や社会への危険性がないことは明らかであった。（90項）
- 彼らが収容の適法性に異議を唱えるために司法当局 に出頭する機会を与えられたことは一度もない。また、国際法で求められているように、時の経過による状況の変化に留意しながら、収容の適法性を継続的に確保するための定期的な司法審査も行われていない （89項）
- 彼らが継続し、繰り返し収容された唯一の理由は、庇護を求める正当な権利を行使した彼らを罰することを当局が望んだことである。（90項）

WGAD意見から

- デニズ氏とサファリ氏が受けた恣意的な身体の自由の剥奪は、彼らの（心身の）状態を悪化させている可能性が高い。作業部会は、日本の当局に対し、デニズ氏とサファリ氏の健康に対する権利が正当に尊重され、保護され、彼らがすべての適切な治療 と投薬を無料で受けることを保障するよう求める。作業部会は、本件を、身体的及び精神的健康 の最高の達成可能な水準を享受するすべての人の権利に関する特別報告者に付託する。（98項）
- 作業部会は、政府に対し、利用可能なあらゆる手段を用いて、可能な限り広く本意見を発信するよう要請する。（106項）

WGAD意見から

- 作業部会は、本件のすべての状況を考慮に入れ、適切な救済措置は、国際法に従って、彼らに補償 その他の賠償を受ける法的強制力のある権利を与えることであろうと考える。（102項）
- 作業部会は、政府に対し、デニズ氏とサファリ氏の恣意的な身体の自由の剥奪を取り巻く状況について完全かつ独立した調査を確保し、彼らの権利を侵害した責任者に対して適切な措置を 講じるよう求める。（103項）

フォローアップの手順について

作業部会は、情報源及び政府に対し、本意見において なされた勧告のフォローアップで取られた行動について、以下を含む情報を提供するよう要請する。

(a) デニズ氏とサファリ氏に補償金その他の賠償金が支払われたかどうか。

(b)デニズ及びサファリ氏の権利侵害に関する調査が行われたかどうか、また行われた場合 にはその調査の結果。

(c) 今回の意見に沿って、日本の国際的な義務との調和を図るための法改正や実務の変更が行われたかどうか。

(d)本意見を実施するために他の措置を講じたかどうか。(107項)

作業部会は、情報源及び政府に対し、本意見の送信日から6ヶ月以内に上記の情報を提供するよう要請する。(109項)

- 作業部会は、日本が自由権規約の下で負う義務との整合性を確保するため、出入国管理及び難民認定法を見直すよう政府に要請する。（104項）

2020年10月5日　記者会見

被収容者数の推移

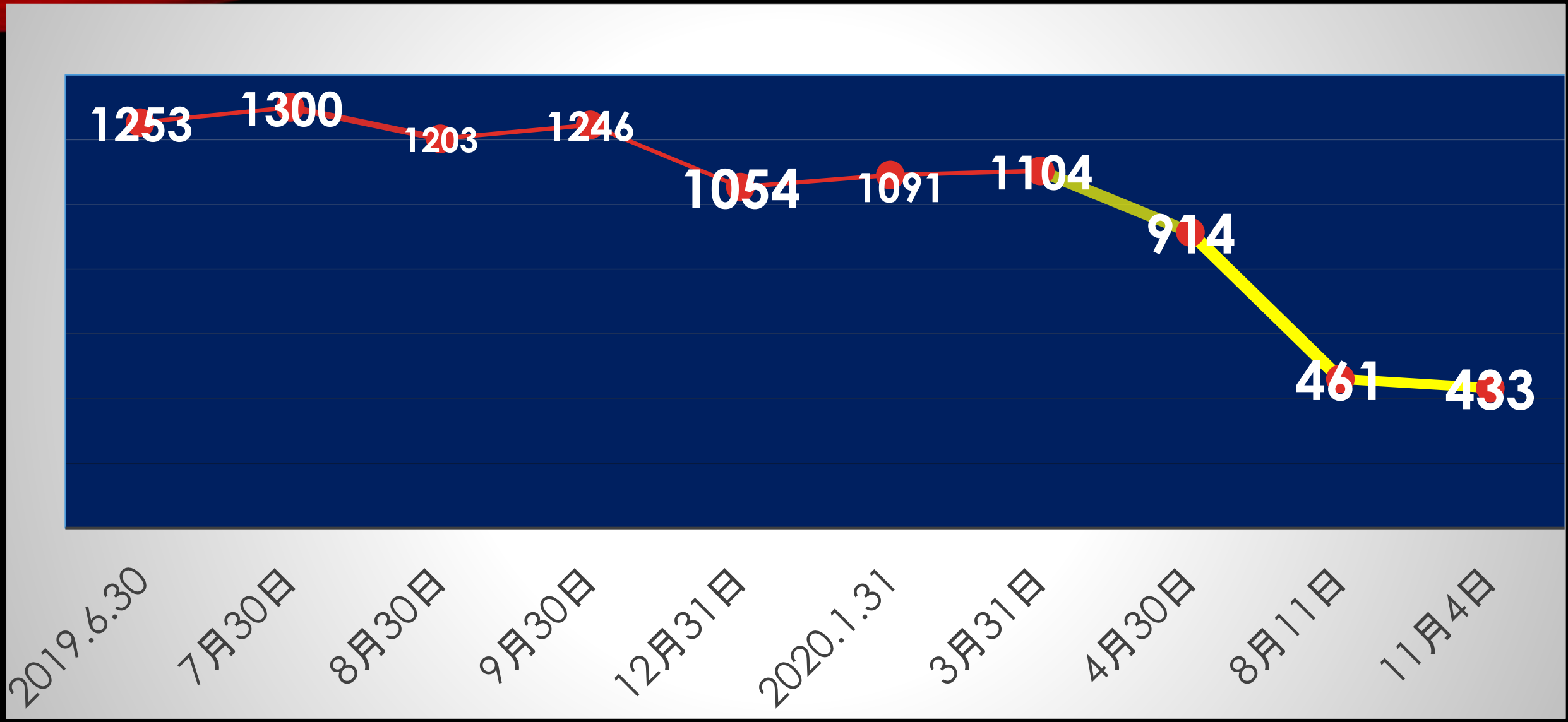
1253
1300
1203
1246
1054
1091
1104
914
461
433
2019.6.30
7月30日
8月30日
9月30日
12月31日
2020.1.31
3月31日
4月30日
8月11日
11月4日

始まったコロナ解放。2020.4.～
しかし続く収容の悲劇と
残った深刻な問題。

- 2019年12月31日時点で1054名⇒433名（2020年11月4日）
- 但し、残る長期収容者に強い絶望感。
- 被収容者に、体調を崩す者、発熱者も相次ぐ中…

2020年8月7日　初の被収容者
コロナ感染確認　東京入管

- 50代男性
- 2019年6月27日に収容（1年以上の長期収容）
- 8月5日に発熱などの症状がありPCR検査を受けたところ、7日、感染が確認された。

被収容者と御家族の恐怖…

- コロナが怖い、怖い。
- 命が大事なのに。
- 家族にもう会えなくなるのではないか。
- 毎日、不安。眠れない人が増えている。
- ご飯を食べられない人もいる。
- これでは、動物扱いだ。
- ウィルスに国籍はないのに。

緊急アピール申立て

Mundele Mayamba Florence
ムンデレ・マヤンバ・フローレンスさん

コンゴ民主共和国出身
難民認定申請者

２００６年	当局に敵視される政治宗教団体に加入。篤い信仰を持ち、人々に説教を行うまでになる。当局による迫害に危険を感じて国外脱出を図る。
２００８年５月９日	来日
２００８年５月１３日	難民認定申請（１回目）
２００９年９月１６日	難民不認定処分に対する異議申立て
２０１１年１２月２８日	異議申立て棄却
２０１２年２月２４日	難民認定申請（２回目）
２０１２年１１月１９日	難民不認定処分に対する異議申立て
２０１６年９月３０日	難民認定申請（３回目） 来日以降も、コンゴ政府に抗議するデモなどに参加。
２０１８年２月１６日	東京入管に収容
２０１８年４月９日	難民不認定処分・退去強制令書発付処分
２０１８年４月１２日	難民不認定処分に対する審査請求
２０１９年１０月１１日	洗剤を飲んで自殺未遂
２０２０年４月２５日	長期収容等に抗議して帰室拒否　⇒乱暴な制圧・下着姿のまま連行・隔離
２０２０年９月	洗剤を飲んで自殺未遂

２０２０年4月２５日の出来事（本人からの聴取内容）

コロナ禍での長期収容が非常に恐ろしくて「FREE　US　PLEASE」などと紙に書いて職員に見せ、「責任者とお話ししたい」と伝えていたところ、帰室拒否したと見なされて、女性ブロックに男性職員が多数乗り込み、乱暴に居室に戻された。体中から発汗し、動悸が激しくなったため、怖くなって居室で服を脱ぎ下着姿になったら、職員がその姿もビデオ撮影しており、また、男性職員も見ていたのでビデオ撮影の停止と近づかないように求めたが無視されたため、動転してポットのお湯を撒くなどしたところ、下着姿のまま、保護室に連行された。この日の乱暴な扱いが原因で、現在も、頸、肩、腰などがひどく痛み、頭痛も酷い。後日、「セクシーだね」と女性の職員に言われて、更に傷ついた。

医師の意見書＝

適応障害（拘禁環境での抑うつ状態を含む）
急性ストレス障害疑い（２０２０年４月２５日以後の症状）

「新型コロナ流行拡大以降は閉鎖空間における感染不安のみならず、他収容者が恣意的に仮放免を与えられ姿を消すなかで、彼女自身は繰り返す申請が不許可となりそのたびに落胆を繰り返し、自身が取り残されることの不安と焦り、理不尽さへのやり場のない思いが高まっていたようです。そのような状況のなかで、一方的暴力的に「制圧」されたこと、下着姿をビデオに撮られたこと、職員からの言葉のハラスメント、などが心的外傷となり７月２０日時点でもその影響下にあると考えられました。面談では「（私は）人間なのに」と涙を流しながら何度も繰り返され、暴力を受けたことに加え、辱めを受け、彼女にとって人間として「壊された」、尊厳を損なわれる体験であったことが伺えます。…

さらに、先日Mundele氏が、再び、洗剤を飲むという自殺企図に及んだことは、現在も続く収容、処遇による拘禁状態へ反応としてのうつ状態が悪化していると考えざるをえず、拘禁性うつ病へと進展していることも推測されます。このまま収容が解除されず、彼女の声が聴かれず体験した外傷的出来事への社会的な責任が不問とされる状況が続けば、病状悪化は避けられず、自殺念慮とその行動化をはじめとするさまざまな心身のリスクがさらに高まることが必須な状態です。」

右胸にも激しい痛みを抱える本人からの訴え（抜粋）

「私の国では深刻な難民問題があり、それは戦争と一般人への暴力です。これが、私が日本に避難を求めている理由です。…どうして入国管理局は、私を２年７か月も収容し続ける事が出来るのでしょうか？…多くの難民は…ただ避難しに日本へ来ているだけで、入国管理局に長期収容され続けているからです。…私達は人間です。私は、私一人の為ではなく、ここに居る全ての『私達』の為に立ち上がりました。皆ストレスを抱えており、この収容所の状況下でも…平等な自由をお願い致します。」

2020.12.13
国連恣意的拘禁作業部会に緊急アピール申立て

- 拘禁が恣意的であり得ることについて信頼性のある訴えであり、更に、身体拘束の継続によって、死の危険・生命にかかわるような危険な状況があるか、差し迫った・若しくは時と共に悪化するような非常に重大な損傷が認められ得る場合、外交チャンネルを通じて、WGADから政府に緊急アピールが送られて、適切な措置を取ることが求められる場合がある。

- 2021年1月7日、ムンデレさん、仮放免